

中国の新しい外資誘致策

—先端技術・ノウハウの取り込みが焦点—

調査部

主任研究員 佐野 淳也

(sano.junya@jri.co.jp)

要 旨

1. 習近平政権は2018年以降、外資誘致策を見直している。税制上の優遇措置の付与が中心であった従来の誘致策とは異なり、外資企業の不満を取り除くことに重点を置いている。主な不満解消策としては、①外資参入規制の撤廃、②財産権の保護強化、③企業を取り巻く不確実性の軽減、の三つが挙げられる。
2. 習政権が外資誘致を強化する背景には、アメリカとの関係悪化がある。アメリカの要求する補助金の撤廃などには応じないものの、経済への影響を勘案し、受け入れ可能な分野では譲歩案をアメリカに示し、関連政策の見直しを進める方針である。知的財産権の保護強化や技術移転の強要禁止を盛り込んだ外商投資法のスピード成立は、外資誘致策の強化が米中経済摩擦の緩和を狙ったものであることを示す事例といえる。また、トランプ政権が中国の台頭を抑えるため、中国包囲網の構築に力を注いでいるのに対し、習政権は、米テスラ社の上海での生産を認可するなど、外資誘致策の強化による包囲網の切り崩しを図っている。
3. 世界一の製造強国を目指す習政権にとって、産業高度化は喫緊の課題である。産業高度化を加速させるには、海外の先端技術・ノウハウをさらに取り込む必要がある。これまで先端技術を取り込む手段として、海外企業の買収が多用されてきた。しかし近年、中国企業による買収への警戒感が海外で高まったことを背景に、習政権はもう一つの導入手段である外資企業の誘致強化を再び評価するようになった。もっとも、対中直接投資は、緩やかな拡大が続いているものの、製造業や情報通信関連といった業種への投資が芳しくなく、産業高度化が進まない可能性がある。こうした危機感も、習政権が外資誘致策の見直しに踏み切った背景とみられる。
4. 対米通商協議が不利になるなど、先送りによるデメリットが大きいため、外資参入規制の緩和は実施される可能性が高い。一方で、技術移転の強要禁止や知的財産権の保護強化に関連する制度の運用面では、外資企業が不安を覚える要因がなお残されている。そのため、外資企業の事業意欲はあまり喚起されず、対中直接投資の拡大は緩やかなペースにとどまる見通しである。企業誘致を通じた海外の先端技術・ノウハウの獲得も、習政権が期待するほどには進まないであろう。

目次

はじめに

1. 新しい外資誘致策は企業の不満解消に重点

- (1) 外資参入規制の撤廃
- (2) 財産権の保護強化
- (3) 企業を取り巻く不確実性の軽減

2. 外資誘致を強化する三つの狙い

- (1) 米中貿易摩擦の緩和
- (2) 中国包囲網の切り崩し
- (3) 産業高度化の推進

3. 新しい外資誘致策と対中直接投資の先行き

- (1) 参入規制の緩和は進む見込み
- (2) 制度運用面の不安払しょくは限定的

おわりに

はじめに

習近平政権は2018年以降、外資誘致策を一段と強化している。中国市場への期待を背景に、外資企業の直接投資は増加しているが、習政権は産業高度化に不可欠な業種向けの投資の伸び悩みを問題視し、外資企業の不満を和らげることでこうした業種への投資を喚起しようとしている。

外資誘致策の見直しは、対米関係改善の有力なカードにもなり得る。習政権は、アメリカの産業政策の見直し要求に応じる考えはないものの、サービス分野の市場開放を進めることでアメリカとの摩擦を和らげようとしている。また、見直しは中国の対外直接投資がアメリカをはじめ、海外の警戒感を高めたことを受け、外資誘致策を通じて海外の先端技術・ノウハウを獲得する方向に戻ったと解釈出来る。こうした中国政府の方針転換は、果たして実を結ぶのであろうか。

本稿では、このような問題意識に基づき、中国の新しい外資誘致策に焦点を当てる。まず、習政権が打ち出した外資誘致策を俯瞰し、その注力ポイントを整理（1.）したうえで、見直しの背景に何があるのかを考察する（2.）。そして、新しい外資誘致策がどのように展開されるのかを検討するとともに、対中直接投資の先行きを展望する（3.）。

1. 新しい外資誘致策は企業の不満解消に重点

習政権は、米中経済摩擦の激化を受け、外資誘致策の強化に乗り出した。2018年以降強化された誘致策は、2000年代半ばまでのような税制上の優遇措置の付与ではなく、外資企業の不満を取り除くことに軸足を置いている。具体的には以下の3点に集約出来る。

(1) 外資参入規制の撤廃

第1は、外資の市場参入規制の緩和あるいは参入奨励である。習政権による緩和策は、①ネガティブリストの改訂、②出資（持分）比率制限の撤廃などによる国内市場の開放、の二つに大別出来る。

2013年に導入された最初のネガティブリスト（制限・禁止を明記した項目以外、外資企業の参入は原則自由）は、自由貿易試験区と呼ばれる地域限定であった。3年後、政府は中国全土を対象とするネガティブリストの制定を発表したが、既存の外資奨励業種目録（外商投資産業指導目録）を同リストよりも優先する方針を示した（注1）。

結果、ネガティブリストに記載されていない業種への参入が認められるのか否かが曖昧という外資企業の不満は、ネガティブリストの導入後もほとんど解消されなかった。このため、習政権は、2018年にネガティブリストと外商投資産業指導目録を同格扱いにすると

ともに、リストに掲載する業種を減らした。政府は、2019年にもリスト掲載業種の削減に取り組み、投資に対してより開放的になったことをアピールした。

出資比率制限の緩和も積極的に進めた。従来、外資企業は、自動車や金融分野に参入する場合、地場（内資）企業との合弁を求められた。合弁の出資比率には制限が設けられ、外資企業が経営の主導権を握れない業種が少なくなかった。しかし、2018年以降、習政権は出資比率制限の撤廃に前向きに取り組むようになった。例えば、自動車製造では、特殊車両および新エネルギー車が2018年、商用車が2020年、乗用車が2022年までに出資比率制限を撤廃する（注2）。これにより、制限撤廃後は100%外国資本による完成車の生産が可能となる。生命保険・証券会社の出資比率制限についても、2021年としていた撤廃期限を繰り上げて実施する方針である（注3）。

外資企業が業務範囲を拡大することも認められるようになっている。外資系金融機関は地場の金融機関より取り扱うことが出来る業務が少ない。この問題は、外資企業の不満となっていたが、習政権は、2019年以降に限っても、債券の信用格付、年金管理業務会社の設立あるいは出資、地方債の引き受けといった分野に、外資系金融機関が参入することを認めた。

一方、外資の参入奨励分野は、江沢民・胡錦濤政権においても何度か見直されたが、習政権は産業政策の転換等を背景に、①5G

を応用したモバイル端末関連部品の開発・製造、②ロボットの中核部品の開発・製造、③新エネルギー車用中核部品の研究開発などを前面に押し出した（注4）。先端技術を有する外資企業を誘致したいという習政権の強い意向がうかがえる。

(2) 財産権の保護強化

第2は、外資企業が有する財産権の保護強化である。とりわけ、トランプ政権が主張する知的財産権の侵害や中国への技術移転の強要を是正する姿勢を示した。

中国の国家機関による外資企業の知的財産権の保護は、2020年1月施行の外商投資法第22条に、「中国に投資する海外の投資家および企業の知的財産権を保護する」と明記されている。同法施行以前の外資企業関連の法律には、このような条項が見当たらないため、大きな前進といえる。知的財産権の侵害に対する法的責任の追及がセットで盛り込まれたことも評価出来る。

知的財産権の具体的な保護強化策として、侵害行為に対する懲罰的賠償制度（実際の損失額を上回る賠償請求を可能にする制度）の拡充が挙げられる。2019年11月に改正施行された商標法（注5）は、賠償額の上限を実際の損失額の3倍から5倍に引き上げた。専利法（特許法）（注6）においても、特許を侵害した個人・企業に懲罰的賠償を課す案が検討されている。

また、有名ブランド企業から金銭を得る目的で、第三者が中国で先に商標出願を行う「悪意の商標出願」について、改正商標法は「使用を目的としない悪意の商標出願を拒絶する」とした。

中国側からの技術移転の強要も、財産権保護をめぐる重要課題の一つである。中国に進出する外資企業は合弁相手だけでなく、中央・地方政府からも高度な技術を移転するよう迫られるケースが少なくなかった。これに対し、外商投資法（注7）は、行政機関が外資企業に対し、認可を出さない、手続きを遅らせるといった行政手段を用いて技術移転を強要することを禁止した（第22条）。法律に明記したことにより、中央・地方政府による技術移転要求は弱まるものと見込まれる。

(3) 企業を取り巻く不確実性の軽減

第3は、企業を取り巻く不確実性の軽減である。中国進出前の丁寧な対応とは対照的に、進出後の政府の冷淡な対応は外資企業を落胆させる一因となっていた。なかでも、突然の政策変更、地場企業より劣る競争環境などは事業拡大のネックになっている。

そこで、習政権は、外商投資法を制定し、突然の政策変更に対する外資企業の不安を緩和するため、変更前に外資企業に意見を求めるとした（同法第10条）。また、苦情申立を受け付ける制度を導入するとともに、関連制度の見直しを迅速に進める方針も示した（同

法第26条)。さらに、収用や政策変更で生じた損失に対する補償を約束した(外商投資法第20条、第25条)。これまで、地方政府は土地の収用のような強制的な手段を多用し、その際の補償も必ずしも十分ではなかった。こうした状況が外資企業の事業拡大意欲を損ねていると判断し、具体策を外商投資法に盛り込んだとみられる。

不公平な競争環境を是正する取り組みとしては、2020年1月施行のビジネス環境改善条例(注8)が挙げられる。同条例では、外資企業を政策面で差別的に扱うことを禁じる(第6条、第12条)とともに、すべての経済主体に、公平で透明な競争環境を提供(第5条、第13条)すると表明した。

上記以外では、ハイテク企業の認定支援策が注目される。中国政府は、国が重点的に支援する先端技術分野に該当し、従業員に占める科学技術者の割合、研究開発費用の対売上高比などの条件を満たした企業をハイテク企業に認定し、税制上の優遇措置を付与している。外資のハイテク企業にも、条件を満たせば税の減免を行ってきた。にもかかわらず、中央政府は2019年11月、関係省庁や地方政府に対して、ハイテク企業に認定されるための支援策を外資企業に行うよう指示した(注9)。支援策の宣伝強化も打ち出したことを勧案すると、この指示は、地場企業と同等の優遇措置を受けられないのではないかという外資企業の疑念の払しょくに主眼を置いた

ものといえる。

- (注1) 「国家發展改革委 商務部公告2016年第22号」商務部ウェブサイト (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201610/20161001404973.shtml>)。
- (注2) 「国家發展改革委就制定新的外商投資負面清單及製造業開放問題答記者問」國家發展改革委員會ウェブサイト (https://www.ndrc.gov.cn/fggz/lywzjw/wstz/201804/t20180425_1046353.html)。
- (注3) 國務院金融安定發展委員會「關於進一步擴大金融業對外開放的有關舉措」中國政府網 (http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/21/content_5412293.htm)。
- (注4) 「鼓勵外商投資產業目錄(2019年版)」國家發展改革委員會ウェブサイト(獎勵外商投資產業目錄2019年版、https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/201906/t20190628_960876.html)。本目錄は、従来の外商投資產業指導目錄の後継と位置付けられている。
- (注5) 「商標法」國家知的財產權局ウェブサイト (http://www.sipo.gov.cn/zcfg/zcflfg/flfgsb/fl_sb/1140931.htm)。
- (注6) 「專利法修改擬規定專利侵權懲罰性賠償制度」中國人大網(國會のウェブサイト、<http://www.npc.gov.cn/npc/c35680/201812/f10a40937a794c828e9ac361c4a91793.shtml>)。
- (注7) 「外商投資法」中國政府網 (http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/20/content_5375360.htm)。
- (注8) 「優化營商環境條例」中國政府網(ビジネス環境改善條例、http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/23/content_5443963.htm)。
- (注9) 「國務院關於進一步作好利用外資工作的意見」中國政府網(國發〔2019〕23号、「外資の利用を一層推進する取り組みに関する意見」、http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/07/content_5449754.htm)。

2. 外資誘致を強化する三つの狙い

習政権が外資誘致策を強化する狙いとして、①米中貿易摩擦の緩和、②中国包囲網の切り崩し、③産業高度化の推進、の3点が挙げられる。

(1) 米中貿易摩擦の緩和

トランプ政権発足後、アメリカとの貿易摩

擦は激化した。米中両政府は通商協議を続けているものの、関係正常化の目途は立っていない。協議の過程でアメリカから突き付けられた要求に対し、習政権は、補助金の撤廃など、産業支援策の是正には応じない方針である。一方、経済への影響を勘案し、要求を受け入れることが可能な分野では、妥協策をアメリカに示すとともに、関連政策の見直しも進める意向である。こうした背景の下、習政権は外資誘致策を強化しているとみられる。

外商投資法の成立は、米中貿易摩擦の緩和を意識したものであることを端的に示した事例である。外資企業に関する基本法をつくる動きはアメリカとの貿易摩擦が激化する前からあったものの、検討段階にとどまっていた。しかし、2018年12月の米中首脳会談において、両首脳が技術移転の強要禁止などを追加関税の発動見送りの条件とすることで合意（注10）したことにより、状況は一変した。同月には、行政による技術移転の強要禁止を初めて盛り込んだ外商投資法の原案が全国人民代表大会に提出され、その3カ月後に法案採択、という「異例の速さ」（注11）で成立に至ったのである。

また、習政権が金融市場の開放に前向きに取り組んでいる背景に、アメリカ系金融機関による中国市場への参入を促す狙いがあると思われる。

(2) 中国包囲網の切り崩し

アメリカ主導の中国包囲網を切り崩すことも、外資誘致策の強化に取り組む狙いの一つと指摘出来る。

トランプ政権は、中国の台頭を抑えるため、中国のハイテク企業に対する取引制限等の締め付けを強化している（図表1）。欧州や日本の政府に対しても、ファーウェイ製の次世代通信規格（5G）システムおよび5G対応機器を採用しないよう要請するなど、中国包囲網の構築に力を注いでいる。

一方、習政権にとっては、いかに多くの企業を中国包囲網から切り離すがが、対米関係を有利に展開するうえでのカギとなる。外資企業が中国の市場としての魅力や技術水準の向上といった点を評価し、事業を拡大するほど、中国包囲網の機能は低下する。2019年10月、中国政府が米テスラ社の上海工場での生

図表1 アメリカによる中国企業制裁

時期	内容
2018年4月	ZTEに対して、アメリカ企業との取引を7年間禁止
2019年5月	ファーウェイを事実上の禁輸リスト(EL)に追加
2019年6月	スーパーコンピュータ開発関連5社をELに追加
2019年8月	ファーウェイやZTEなど、ハイテク企業5社からの政府調達を禁止
2019年10月	監視カメラ大手のハイクビジョンやダーファなど、8社をELに追加
2019年11月	公的な補助金を受ける国内通信事業者に対し、ファーウェイ、ZTEからの調達を一部制限

（注）2018年4月のZTEに対する制裁は、罰金の支払いや経営陣の刷新を条件に、同年7月解除。

（資料）各種報道を基に日本総合研究所作成

産を認可した背景には、電気自動車の生産レベルの向上という目的だけでなく、アメリカの有力企業である同社を取り込み、中国包囲網を切り崩す狙いがあったとみられる。

アメリカ主導の中国包囲網に対抗して外資誘致策を推進することは、長期的にもプラスとなる。習政権は、2050年までに国際的な影響力で中国を世界一に押し上げるといふ国家目標を掲げている（注12）。外資誘致策の推進により、対外開放路線は続くという評価が海外で広がれば、国際社会に対する中国の影響力は強まると考えられるからである。

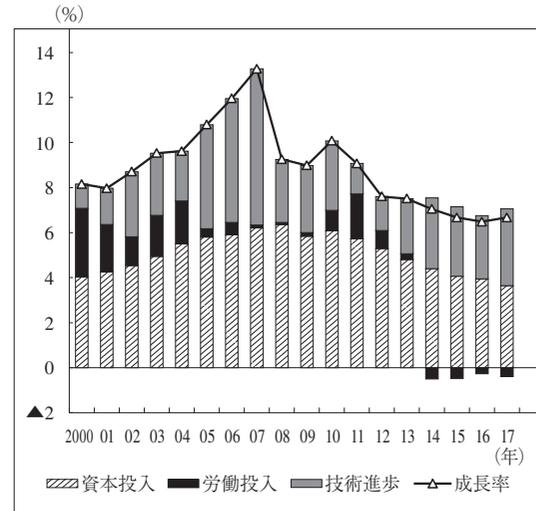
(3) 産業高度化の推進

「中国製造2025」（注13）を掲げ、世界一の製造強国を目指す習政権にとって、産業高度化は喫緊の課題である。そのためには、海外の先端技術・サービスのノウハウを今まで以上に貪欲に取り込む必要がある。こうした認識の変化が外資誘致に向けた取り組みを後押ししている。

① 習政権が産業高度化を進める背景

習政権が産業高度化に積極的に取り組む背景には、成長持続のための新しいエンジンが求められていることがある。これまでの高成長は、資本投入（投資）が主導的な役割を果たした（図表2）。しかし、リーマン・ショック後の大規模な景気対策を境に、資本効率が低下し続けているため、資本投入依存型の成

図表2 中国の経済成長率と技術進歩



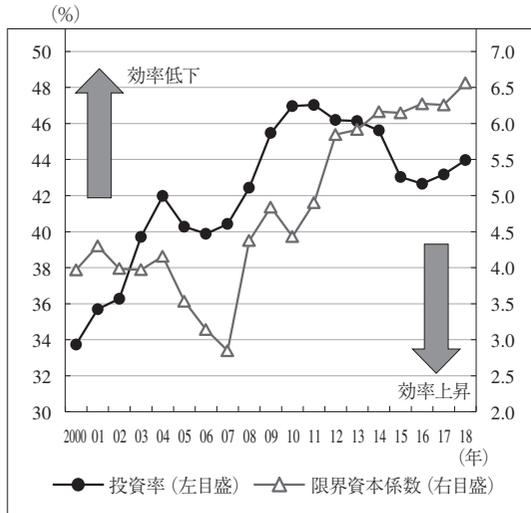
（資料）アジア生産性機構（APO）“APO Productivity Database 2019”

長は期待出来ない（図表3）。こうした状況下では、投資を大幅に増やしても成長率の押し上げにほとんど寄与しない。非効率な投資は往々にして、企業の過剰債務や政府債務の拡大といった副作用を引き起こす。

生産年齢人口（15～64歳）は2010年代の半ばに減少に転じており、労働投入量の増加が成長エンジンになることはない。一方、技術進歩の成長に対する寄与率は、資本投入や労働投入と比べて底堅く推移しているうえ、政策による押し上げ効果が期待出来る。

習政権は技術進歩を新しい成長エンジンと位置付け、産業の高度化に取り組んでいる。無論、産業高度化策の主な対象は、地場企業であるが、外国企業の先端技術・ノウハウが

図表3 投資率と限界資本係数



(注1) 投資率 = 需要項目別GDPに占める総資本形成の割合。
 (注2) 限界資本係数 = 投資率/実質GDP成長率。
 (資料) CEICを基に、日本総合研究所作成

図表4 中国企業による買収を却下したケース

時期	判断した政府	却下した案件	却下理由
2017年9月	アメリカ	キャニオン・ブリッジ・キャピタル・パートナーズによるアメリカの半導体メーカー、ラティス・セミコンダクターの買収	知的財産の流出、半導体サプライチェーンの面で安全保障上のリスク
2018年1月	アメリカ	アント・フィナンシャルによるアメリカの国際送金大手、マネーグラムスの買収	中国政府へのアメリカ国民の個人情報流出を懸念
2018年8月	ドイツ	煙海市台海集団有限公司によるドイツの精密機械メーカー、ライフェルト・メタル・スピニングの買収	安全保障にかかわる重要技術が中国企業に流出する恐れ

(注) キャニオン・ブリッジ・キャピタル・パートナーズはアメリカの投資会社であるが、中国の国有資産運用会社の支援を受けているとされた。
 (資料) 各種報道を基に日本総合研究所作成

入手出来れば、高度化は加速する。こうした期待から、習政権は、海外の先端技術・ノウハウを積極的に導入する方針を示している。

②先端技術の導入策として再評価される外資誘致

中国が海外企業の先端技術を導入するための方法は、二つある。一つは中国企業による海外企業の買収、もう一つは先端技術を有する外資企業の誘致である。

中国企業は近年、海外企業の買収を積極的に行ってきた。海外において当初、これらの買収を歓迎する見方もあったが、その国を代表する企業まで買収されるようになると、歓迎ムードが次第に消え、警戒感(注14)が高

まった。この結果、自国の安全保障を脅しかねないなどと当局が判断し、中国企業による買収が却下されるケースが相次いでいる(図表4)。

中国の対外直接投資は2016年をピークに、2017年、2018年と、2年連続で減少している。製造業向け投資は、2018年に大幅に減少したため、同年の対外直接投資全体に占める製造業の割合は13.4%に低下した(図表5)。海外企業の買収で高度な製造技術を手に入れることは困難になったといえそうである。

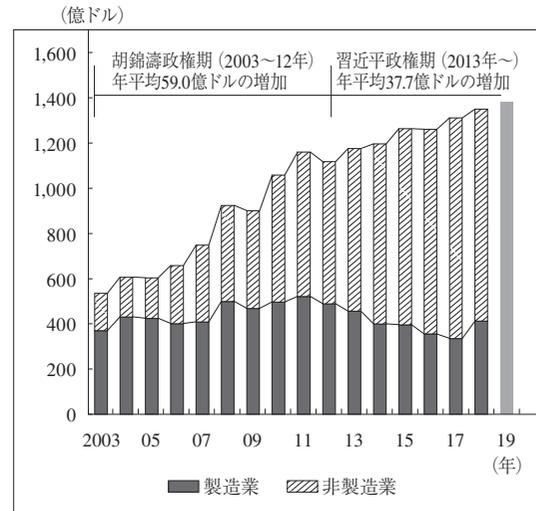
一方、対中直接投資は、習政権発足後も緩やかな拡大が続いている(図表6)。ただし、詳細な内訳をみると、習政権の進める産業高度化とは大きく異なる構造になっている。業

図表5 中国の対外直接投資と製造業



(注) フローのネットベース。
(資料) 商務部等『中国対外直接投資統計公報』

図表6 対中直接投資



(注1) 銀行・証券・保険向けを除く。
(注2) 2019年の内訳は未発表。
(資料) 国家統計局『中国経済景気月報』

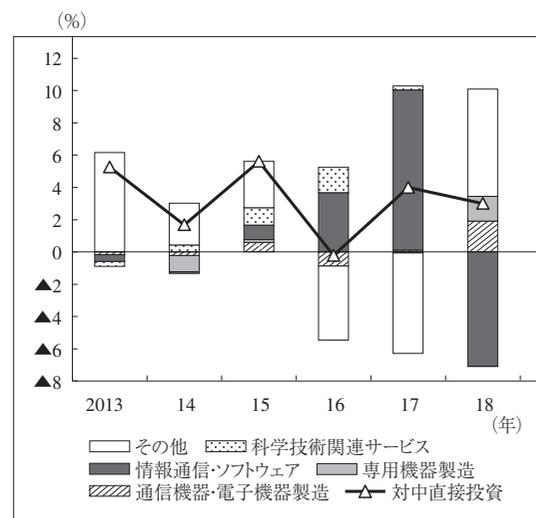
種別にみると、情報通信関連や金融などでの伸び悩みが顕著である。

製造業も、2011年をピークに不調が続いている。繊維など労働集約的産業向け投資の落ち込みだけでなく、専用機器（機械）製造、通信機器・電子機器製造でも、頭打ちが鮮明である（図表7）。

非製造業のうち、情報通信・ソフトウェア向けは、中国国内での情報産業の急速な発展を背景に、2016年以降急増しているが、増減の振れ幅が大きく、拡大一辺倒という訳ではない。

国・地域別にみると、高度な生産技術・サービスを有する先進国・地域からの投資が低迷している。先進国・地域からの対中直接投資

図表7 業種別対中直接投資（前年比寄与度）



(注) 銀行・証券・保険向けを除く。
(資料) 国家統計局『中国経済景気月報』を基に日本総合研究所作成

は、①WTO加盟（2001年）を契機とした中国への生産移管の終了、②人件費の上昇、③外資優遇税制見直しの動きなどの要因が重なり、2000年代半ばを境に、頭打ち傾向にある（図表8）。これに伴い、対中直接投資に占める先進国の割合は、2000年代後半に大きく低下し、その後10～15%のシェアで推移している。2019年1～10月の日本やアメリカ、ドイツ、イギリス、台湾の対中直接投資額は前年同期を下回っていることから、2019年通年についてもシェア低下が確実視される。

こうした状況にあって、習政権は、従来の外資誘致策では産業高度化は進まない可能性がある」と判断し、外資誘致策の見直しに踏み

切ったのである。

（注10）「米、中国への追加関税を90日猶予 首脳会談で合意」『日本経済新聞電子版』2018年12月2日。

（注11）「中国・外商投資法 技術移転の強制禁止「抜け道」懸念も」『日本経済新聞電子版』2019年3月8日。

（注12）習近平「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主义偉大勝利」中国共産党新聞網（<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>）。

（注13）国務院（中央政府）「中国製造2025」中国政府網（http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm）。

（注14）Office of the United States Trade Representative, Findings of the investigation into China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation Under Section 301 of the Trade Act of 1974 March 2018, USTRウェブサイト（<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/march/section-301-report-chinas-acts>）、pp.10-18, pp.62-152など。

3. 新しい外資誘致策と対中直接投資の先行き

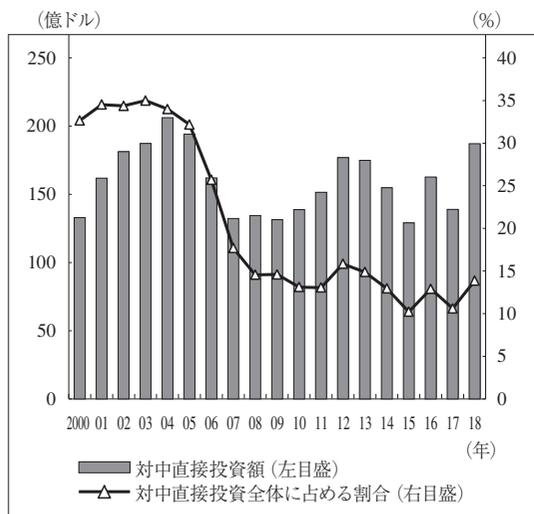
2020年1月、外商投資法は予定通り施行された。同月には、米中両政府が「第1段階の合意文書」（注15）に署名し、習政権は金融市場の開放や財産権の保護強化をアメリカに約束した。

こうした状況を踏まえ、外資誘致策は今後どのように展開されるのか、そして誘致策の推進で外資企業の不満や不安が取り除かれ、対中直接投資の増加につながるのかについて展望する。

(1) 参入規制の緩和は進む見込み

習政権が推進する外資誘致策のうち、参入規制の緩和は、緩和先送りのデメリットが大

図表8 先進国・地域の対中直接投資



（注1）先進国・地域は、2018年の投資元上位に入った日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国、台湾を指す。

（注2）銀行・証券・保険向けを除く。

（資料）国家統計局『中国統計年鑑』

きいため、実施される可能性が高い。

仮に、外資参入規制の緩和が先送りされた場合、中国が対米通商協定で不利になることは避けられない。米中の「第1段階の合意文書」には、対米輸入の拡大とともに、金融市場の開放が盛り込まれた。加えて、トランプ政権が当初批判した中国政府による産業補助金の問題は、金融市場の開放などの実施と引き換えに棚上げされた経緯がある。中国の金融当局が出資比率の制限撤廃を期限通り行わなかった場合、通商協定が停滞するのは必至である。

先端技術の導入という点でも、参入規制緩和先送りのデメリットは大きい。中国の対外直接投資に対する欧米などの警戒感は一過性のものではないため、高度な技術やサービスを有する海外企業の買収はますます難しくなると見込まれる。こうした状況下で、参入規制を先送りした場合、中国に対する外資企業の期待は失望へと転じ、先端技術の獲得の余地は一段と狭まる。

(2) 制度運用面の不安払しょくは限定的

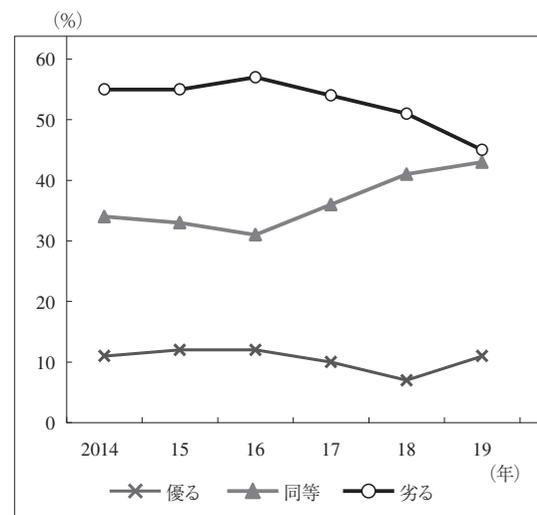
もっとも、出資比率の制限撤廃等の制度面の改善を織り込んでも、外資企業の事業意欲がどの程度喚起されるかは不透明である。

在中国EU商工会議所の会員企業向けアンケート(2019年5月公表)(注16)によると、どのような市場参入障壁に直面しているのかとの質問に、回答した企業の15%がネガティブ

リストなど、直接的な市場参入障壁を指摘する一方、政策などの間接的な市場参入障壁を挙げたのは、その倍の30%に達した。さらに、外資企業は政府から公平な扱いを受けているかとの質問には、同業の中国企業に劣ると回答した企業が全体の45%を占めた(図表9)。一連の結果は、企業を取り巻く不確実性の軽減が重要であることを示している。

不確実性は、制度が明確にしていない分野や制度の運用幅が大きい場合に高まる。例えば、行政機関による技術移転の強要は外商投資法で禁止されたものの、合弁相手から強要があった場合については言及していないため、外資企業への技術移転の強要が残る可能

図表9 外資企業に対する中国政府の扱い
(同業の中国企業と比較)



(注) 回答総数に占める割合。
(資料) 在中国EU商工会議所

性はある。そして、知的財産権の保護では、政府の方針が末端まで徹底していないことが外資企業の悩みの種となっている。タオルなどの商標権をめぐり、良品計画が中国で先に「無印良品」を商標登録した中国企業から訴えられ、敗訴（2019年11月）したケース（注17）はその代表例である。

外資企業は、制度運用面に対する不安が依然として大きく、習政権がどこまで真摯に取り組むのかについても確信を持ってないでいる。このため、対中投資は拡大するものの、そのペースは緩やかなものにとどまると見込まれる。習政権が期待するほどには、企業誘致を通じた海外の先端技術・ノウハウの獲得も進まないであろう。

（注15）「中華人民共和国政府和美利堅合衆国政府経済貿易協議」中国政府網（「第1段階の合意文書」、<http://www.gov.cn/xinwen/2020-01/16/5469650/files/0637e57d99ea4f968454206af8782dd7.pdf>）。

（注16）在中国EU商工会議所“European Business in China Business Confidence Survey 2019”（<https://www.europeanchamber.com.cn/en/press-releases/2987>）。

（注17）「良品計画、中国で「無印」巡る商標訴訟で敗訴」『日本経済新聞電子版』2019年12月13日。

おわりに

本稿では、米中関係が悪化する状況下で、習政権が外資誘致策の強化に取り組んでいることに注目し、誘致策の内容や強化に乗り出した狙いなどを考察した。

2018年以降の取り組みを整理すると、新しい外資誘致策は、2000年代半ばまでのような税制優遇措置の付与ではなく、外資参入規制

の緩和や財産権の保護強化など、外資企業の不満の解消に軸足を置いていることが明らかとなった。

さらに、外資誘致策を強化する背景として、①米中貿易摩擦の緩和、②中国包囲網の切り崩し、③産業高度化の推進、の三つの狙いがあることを指摘した。そのうえで、外資誘致策および対中直接投資の先行きについて展望し、参入規制の緩和は進むとみられるものの、制度の運用など、外資企業が不安を感じる要因は残存し、先端技術・ノウハウの獲得も思惑通りには進まないという見通しを示した。

習政権が外資企業の要望に応え、財産権の保護強化や技術移転の強要禁止といった制度運用面の不安の払しょくに取り組むのか否か。中国経済の発展を左右する重要な要因として、新型コロナウイルス収束後の外資誘致策の展開に一層の注意を払う必要がある。

参考文献 (日本語)

1. 池上隆介 [2020]「中国ビジネスQ&A 最近の中国の外資政策動向」『日中経協ジャーナル』日中経済協会 2020年1月号 No.312
2. 熊琳 [2019]「新たな外商投資法の解説と留意すべき点」『日中経協ジャーナル』日中経済協会 2019年4月号 No.303
3. 佐野淳也 [2019]「対外経済政策を方針転換した中国」三井住友銀行『マンスリー・レビュー』2019年5月号
4. ——— [2020]「中国の産業支援策の実態—ハイテク振興重視で世界一の強国を追求」日本総合研究所『JRIレビュー』Vol.3 No.75
5. 中島敏 [2019]「中国ビジネスQ&A 米中貿易摩擦への対処・整備進む中国知的財産法制」『日中経協ジャーナル』日中経済協会 2019年7月号 No.306
6. 真家陽一 [2020]「2020年の中国経済展望」『日中経協ジャーナル』日中経済協会 2020年1月号 No.312

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。
本誌は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。